

平成 29 年 12 月 亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第 87 号 亀山市行政組織条例の一部を改正する条例	1
議案第 88 号 亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部を 改正する条例	5
議案第 89 号 亀山市特別職報酬等審議会条例の一部を改正す る条例	6
議案第 90 号 亀山市職員給与条例の一部を改正する条例	7
議案第 91 号 亀山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する 条例	10
議案第 92 号 亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例	11
議案第 93 号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部を 改正する条例	13

件名	亀山市行政組織条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>本市における組織・機構については、市町合併後の平成18年度にフラットでスピーディな意思決定をねらいとする部・室制を導入して以降、教育委員会所管の文化・スポーツの事務分掌を市長部局へ移管するなど、改編を繰り返し現在に至っています。この部・室制においては、市政において迅速な意思決定を行うという当初のねらいについて、一定の成果がありました。一方で、室において、業務を推進するためのリーダー的な職が明確でないことや、業務の中でマネジメント能力を養成する機会が失われているという課題も見受けられました。</p> <p>このような状況を鑑み、平成30年度を始期とする組織・機構につきましては、第2次亀山市総合計画に掲げた施策を着実に推進する組織・機構とするとともに、部・室制の課題でもある職員のマネジメント能力を育成、強化する仕組みを構築することを目的として再編するため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>市長の直近下位の内部組織及びその分掌する事務について、関係する組織間での連携が効果的に図られる組織体制とするため、部の組織単位を大きくします。 < 第1条関係 ></p> <p>() は、現在その事務を分掌している組織を示します。</p> <p>(1) 管理部門を一元化するため、総合政策部を置き、次の事項を分掌事務とします。</p> <p>ア 秘書に関する事項（企画総務部）</p> <p>イ 広報及び広聴に関する事項（企画総務部）</p> <p>ウ 市政の総合企画及び調整並びに政策評価に関する事項（企画総務部）</p> <p>エ 議会に関する事項（企画総務部）</p> <p>オ 文書及び法規に関する事項（企画総務部）</p> <p>カ 統計に関する事項（企画総務部）</p>		

- キ 情報政策に関する事項（企画総務部）
- ク 市の組織及び職員に関する事項（企画総務部）
- ケ 行政改革に関する事項（財務部）
- コ 予算に関する事項（財務部）
- サ 財産管理に関する事項（財務部）
- シ 入札及び契約に関する事項（財務部）
- ス 工事設計の審査に関する事項（財務部）
- セ 工事の検査に関する事項（財務部）
- ソ 税の賦課及び徴収に関する事項（財務部）

（２）市民生活に身近な事務を一体的に担うため、生活文化部を置き、次の事項を分掌事務とします。

- ア 市民相談、自治振興及び地域づくり支援に関する事項（市民文化部）
- イ 市民参画及び男女共同参画に関する事項（市民文化部）
- ウ 国際化に関する事項（市民文化部）
- エ 医療給付に関する事項（市民文化部）
- オ 国民健康保険及び国民年金に関する事項（市民文化部）
- カ 戸籍及び住民基本台帳に関する事項（市民文化部）
- キ 環境の保全及び創造に関する事項（環境産業部）
- ク 廃棄物対策に関する事項（環境産業部）
- ケ 支所及び出張所の窓口業務に関する事項（市民文化部）
- コ 支所及び出張所の所管区域内の事業に係る関係部との連携に関する事項（市民文化部）
- サ 観光に関する事項（市民文化部）
- シ 文化芸術の振興に関する事項（市民文化部）
- ス 人権に関する事項（市民文化部）
- セ スポーツの推進に関する事項（市民文化部）

（３）健康福祉部の分掌事務を次のように改めます。

- ア 地域福祉に関する事項
- イ 生活保護に関する事項
- ウ 障がい者福祉に関する事項
- エ 保健予防及び健康づくりの推進に関する事項

オ 高齢者福祉に関する事項

カ 地域医療に関する事項

キ 児童福祉に関する事項

ク 就学前の子どもに対する教育及び保育に関する事項

ケ 子育て支援に関する事項

コ 母子福祉に関する事項

(4) 産業振興と都市基盤を一体的に捉えたまちづくりを推進するため、産業建設部を置き、次の事項を分掌事務とします。

ア 農業に関する事項（環境産業部）

イ 林業に関する事項（環境産業部）

ウ 商工業に関する事項（環境産業部）

エ 地域交通に関する事項（環境産業部）

オ 道路、河川及び橋りょうに関する事項（建設部）

カ 公園及び緑地に関する事項（建設部）

キ 都市計画に関する事項（建設部）

ク 建築に関する事項（建設部）

ケ 開発指導に関する事項（建設部）

コ 住宅に関する事項（建設部）

(5) 地方公営企業の独立性を高めるため、上下水道部を置き、次の事項を分掌事務とします。

ア 下水道に関する事項（建設部）

(6) 多様な危機事案に一元的に対応するため、部に属さない課として、防災安全課を置き、次の事項を分掌事務とします。

ア 危機管理に関する事項（企画総務部）

3 その他

(1) 施行日は、平成30年4月1日とします。

(2) この条例改正による所管部の変更に伴う関係条例の一部改正を附則に規定します。

- ・ 亀山市行政改革推進委員会条例（平成17年亀山市条例第18号）
- ・ 亀山市防災会議条例（平成17年亀山市条例第21号）

- ・ 亀山市水防協議会条例（平成 17 年亀山市条例第 23 号）
- ・ 亀山市特別職報酬等審議会条例（平成 17 年亀山市条例第 40 号）
- ・ 亀山市スポーツ推進審議会条例（平成 17 年亀山市条例第 75 号）
- ・ 亀山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成 17 年亀山市条例第 99 号）
- ・ 亀山市環境基本条例（平成 17 年亀山市条例第 104 号）
- ・ 亀山市住居表示審議会条例（平成 17 年亀山市条例第 110 号）
- ・ 亀山市都市計画審議会条例（平成 17 年亀山市条例第 128 号）
- ・ 亀山市水道事業等の設置等に関する条例（平成 17 年亀山市条例第 136 号）
- ・ 亀山市国民保護協議会条例（平成 18 年亀山市条例第 25 号）
- ・ 亀山市行政不服審査会条例（平成 28 年亀山市条例第 1 号）
- ・ 亀山市いじめ再調査委員会条例（平成 29 年亀山市条例第 4 号）

件名	亀山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）により地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」といいます。）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、人事院規則19-0（職員の育児休業等）が改正され、国家公務員の育児休業等に係る規定が改正されたことから、市職員の育児休業等の規定についてもこれに準じた取扱いとするため、併せて所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>（1）育児休業法第2条第1項において条例で定めることとされた、非常勤職員が、その養育する子が2歳に達する日まで育児休業をすることができる場合を定めます。 <第2条、第2条の3及び新第2条の4関係></p> <p>（2）育児休業法第2条第1項ただし書、第3条第2項又は第10条第1項ただし書においてそれぞれ条例で定めることとされた、育児休業、育児休業の延長又は育児短時間勤務をすることができる特別の事情に、育児休業等に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことが該当することを明確に規定することとします。 <第3条、第4条及び第11条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		

件名	亀山市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
----	--------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

現在、亀山市特別職報酬等審議会は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長及び病院事業管理者に支給する給料の額を審議対象としています。

こうした中で、議会の議員の議員報酬及び期末手当の額並びに市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の給料を含む給与の額について、市民の意思を十分に反映させるべく当審議会の審議を経ることにより、透明性を確保するため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

亀山市特別職報酬等審議会における審議対象の一部を次のように改めます。

< 第1条関係 >

改正前	議会の議員の議員報酬の額 市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の給料の額
改正後	議会の議員の議員報酬及び期末手当の額 市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の給与の額

市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の給与は、具体的には給料、期末手当及び退職手当になります。

3 その他

施行日は、公布の日とします。

件名	亀山市職員給与条例の一部を改正する条例	企画総務部 人事情報室
----	---------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

平成29年8月8日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取扱いに準じ、市の一般職に属する職員の給与等を改定するため、所要の改正を行うものです。

なお、平成29年8月8日の人事院勧告における給与勧告の主な事項は、次のとおりです。

- (1) 公務員給与と民間給与との較差を埋めるための月例給の額の引上げ
- (2) 勤勉手当の支給月数の引上げ

また、平成30年度における組織・機構の再編に伴い、管理職員の職務の範囲が広がることから、それに見合う給料体系とすることにより職員の意欲向上を図るため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

第1条による改正

- (1) 勤勉手当の支給割合の改定 < 第47条及び附則第14項関係 >

平成29年度の勤勉手当の支給割合を改定します。

ア 一般職の職員について、12月期の勤勉手当の支給月数を0.10月引き上げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数	0.85月	<u>0.85月</u>	1.70月
改正後の支給月数	0.85月	<u>0.95月</u>	1.80月

イ 再任用職員について、12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げます。

	6月期	12月期	合計
改正前の支給月数	0.40月	<u>0.40月</u>	0.80月
改正後の支給月数	0.40月	<u>0.45月</u>	0.85月

(2) 給料表の改定 < 別表関係 >

給料月額を一定水準（平均 0.2 %）引き上げます。

第 2 条による改正

(1) 勤勉手当の支給割合の改定 < 第 4 7 条及び附則第 1 4 項関係 >

平成 3 0 年度以降の勤勉手当の支給割合を改定します。

ア 一般職の職員について、6 月期の勤勉手当の支給月数を 0.05 月引き上げ、12 月期の勤勉手当の支給月数を 0.05 月引き下げます。

	6 月期	12 月期	合計
改正前の支給月数 (平成 29 年度)	0.85 月	0.95 月	1.80 月
改正後の支給月数 (平成 30 年度から)	0.90 月	0.90 月	1.80 月

改正前の支給月数は、第 1 条による改正後の支給月数です。

イ 再任用職員について、6 月期の勤勉手当の支給月数を 0.025 月引き上げ、12 月期の勤勉手当の支給月数を 0.025 月引き下げます。

	6 月期	12 月期	合計
改正前の支給月数 (平成 29 年度)	0.40 月	0.45 月	0.85 月
改正後の支給月数 (平成 30 年度から)	0.425 月	0.425 月	0.85 月

改正前の支給月数は、第 1 条による改正後の支給月数です。

(2) 職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づき分類する職務の級の基準となる職務の内容を見直し、等級別基準職務表に 8 級となる職務を加えることとします。 < 第 4 条関係 >

(3) 職務の級が 8 級である職員の給料月額を定めます。 < 別表関係 >

3 その他

施行日等は、次のとおりとします。

第 1 条関係

施行日は、公布の日とし、(1) については平成 29 年 12 月 1 日から、(2) については平成 29 年 4 月 1 日から適用することとします。

第 2 条関係

施行日は、平成 30 年 4 月 1 日とします。

(参考)

1 一般職の職員の期末勤勉手当支給割合

	6月期	12月期	合計
H29 期末手当	1.225月(改定なし)	1.375月(改定なし)	2.60月(改定なし)
勤勉手当	0.85月(改定なし)	0.95月(0.85月)	1.80月(1.70月)
合計	2.075月(改定なし)	2.325月(2.225月)	4.40月(4.30月)
H30 期末手当	1.225月(改定なし)	1.375月(改定なし)	2.60月(改定なし)
勤勉手当	0.90月(0.85月)	0.90月(0.85月)	1.80月(1.70月)
合計	2.125月(2.075月)	2.275月(2.225月)	4.40月(4.30月)

2 再任用職員の期末勤勉手当支給割合

	6月期	12月期	合計
H29 期末手当	0.65月(改定なし)	0.80月(改定なし)	1.45月(改定なし)
勤勉手当	0.40月(改定なし)	0.45月(0.40月)	0.85月(0.80月)
合計	1.05月(改定なし)	1.25月(1.20月)	2.30月(2.25月)
H30 期末手当	0.65月(改定なし)	0.80月(改定なし)	1.45月(改定なし)
勤勉手当	0.425月(0.40月)	0.425月(0.40月)	0.85月(0.80月)
合計	1.075月(1.05月)	1.225月(1.20月)	2.30月(2.25月)

件名	亀山市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例	健康福祉部 子ども総合センター 子ども家庭室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>学校教育法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第238号）により学校教育法施行令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>本条例で引用している学校教育法施行令第29条に第2項が加えられたことに伴い、条項の整理を行います。 <第5条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		

件名	亀山市水道事業給水条例の一部を改正する条例	建設部 上下水道局 上水道室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>本市の水道事業における水道料金については、市町合併以後、消費税率の改定に伴うものを除き実質的な値上げを行うことなく、これまで比較的安価な料金を維持してきました。</p> <p>しかしながら、今後の老朽管路の更新や施設耐震化に必要な事業費用に対して、料金収入が不足する状況が見込まれます。</p> <p>また、地方公営企業法において、地方公営企業が徴収する料金は、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならぬと定められています。</p> <p>このため、亀山市水道料金検討委員会の報告に基づき、水道料金の額の妥当性を検証した結果、その額を見直す必要があることから、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、使用水量の少ない高齢者世帯、単身の世帯等が増加しているため、基本水量を見直す必要があることから、併せて所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>専用給水装置及び共用給水装置に係る水道料金について、基本料金及び超過料金をそれぞれ18%引き上げるとともに、基本水量を10 m³から5 m³に改めます。 <別表第1関係></p> <p>基本水量とは、基本料金に付与される一定の水量をいいます。</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 施行日は、平成30年4月1日とします。</p> <p>(2) 施行日前から継続して水道を使用している場合の平成30年4月分の水道料金については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。</p>		

参考

現行の水道料金と改正後の水道料金との比較表

(単位：円)

区分	現行		改定後		
	水量 10 m ³ まで	水量 5 m ³ まで	税抜	税込	
基本料金 (1月につき)	メーター口径	税抜	税込	税抜	税込
	13mm	1,000	1,080	660	712
	20mm	1,190	1,285	880	950
	25mm	1,550	1,674	1,310	1,414
	30mm	2,320	2,505	2,220	2,397
	40mm	4,490	4,849	4,780	5,162
	50mm	7,480	8,078	8,310	8,974
	75mm	10,200	11,016	11,520	12,441
	100mm	17,350	18,738	19,950	21,546
	150mm	39,500	42,660	46,090	49,777
	200mm	67,000	72,360	78,540	84,823
超過料金 (1 m ³ につき)	使用量	現行		改定後	
	6 m ³ ~ 10 m ³			91	98
	11 m ³ ~ 20 m ³	88	95	103	111
	21 m ³ ~ 30 m ³	90	97	106	114
	31 m ³ ~ 50 m ³	92	99	108	116
	51 m ³ ~ 100 m ³	112	120	132	142
	101 m ³ ~ 200 m ³	137	147	161	173
201 m ³ 以上	140	151	165	178	

件名	亀山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	医療センター事務局 医事管理室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地域包括ケアシステムを支える病床の充実を図るため、本年4月に開設した地域包括ケア病床（15床）につきましては、開設以後半年間の稼働率が89%と非常に高く、今後もますます同病床の需要は増加していくことが見込まれます。</p> <p>このことから、平成30年4月から地域包括ケア病床を増床するため、現在の一般病床の6人部屋1室（6床）を、厚生労働大臣が定める設置基準に適合させるために4人部屋1室（4床）に改修します。これに伴い、合計病床数に変更が生じるため、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、平成21年度から関係機関への届出の必要がない事業所として行ってきました訪問看護については、地域包括ケアシステムの更なる推進、診療報酬及び介護報酬の加算による収益の増加等につなげるため、平成30年4月から病院事業の附帯事業として行うこととします。</p> <p>これに伴い、亀山市立医療センター内に新たに訪問看護ステーションを開設するため、併せて所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>病床数を94床から2床減らし、92床とします。</p> <p>また、病院事業の附帯事業として訪問看護を行うため、訪問看護ステーションを設置する規定を新たに設けます。 <第3条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成30年4月1日とします。</p>		